

○令和5年度 御前崎港輸出入コンテナ航路利用助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、御前崎港を利用する荷主に対し、御前崎港振興会がコンテナの輸出入に要する経費の一部を助成することにより、御前崎港における新たな荷主の発掘と取扱貨物の増量を図り、もって御前崎港の利用促進に寄与することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成金は、次の各号のいずれかに該当する荷主に交付するものとする。ただし、混載貨物は除く。

(1) 令和5年4月1日以降に新たに御前崎港のコンテナ航路を利用する荷主（以下「新規利用者」という。）

(2) 令和4年度以前に御前崎港輸出入コンテナ航路利用助成事業を利用し、令和5年度も引き続き御前崎港を利用する荷主（以下「継続利用者」という。）

2 前項に定める荷主とは、輸入は通関申告荷主とし、輸出は実運送人が発行する船荷証券（B/L（waybillを含む。））上の荷主（荷送人）とする。

(助成期間)

第3条 助成期間は、令和5年4月1日から始まり令和6年3月31日に終わるものとする。

(助成金の額等)

第4条 助成金の額等は、別表のとおりとする。

2 助成金の交付は、御前崎港振興会の予算額の範囲内とする。ただし、輸出入日が同一で請求金額が予算額を超える当該請求金額については、予算残額を按分して交付するものとする。

(交付請求)

第5条 助成金の交付を受けようとする荷主は、輸出入を行った翌月の10日までに、海貨業者（以下「申請代行者」という。）を通じて御前崎港輸出入コンテナ航路利用助成金交付申請書（様式第1号）に利用実績が確認できる書類（B/L等の写し）を添えて、御前崎港振興会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。

(交付決定)

第6条 会長は、申請書を受理した日から14日以内に内容を審査し、助成金交付の可否を決定する。

2 会長は、交付を決定したときは、御前崎港輸出入コンテナ航路利用助成金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するとともに助成金を交付し、不交付の場合は、御前崎港輸出入コンテナ航路利用助成金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知する。

(助成金の返還)

第7条 会長は、虚偽の請求又は不正の手段により助成金を受領した者には、当該助成金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、当事業の運用について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年度通常総会にて議決後施行し、改正後の御前崎港輸出入コンテナ航路利用助成事業実施要綱の規定は、令和5年4月1日から適用する。

別表(第4条関係)

荷主の区分	補助率	交付の限度
新規利用者	1TEUにつき15,000円 輸入貨物には、1TEUにつき5,000円を加算	50TEU/助成期間
継続利用者	1TEUにつき7,000円	100TEU/助成期間